【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年１月５日
【届出者の氏名又は名称】	マネーフォワードコンサルティング株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝浦三丁目１番21号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目１番21号
【電話番号】	03-6453-9160(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社マネーフォワード執行役員　グループCCDO上利 陽太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マネーフォワードコンサルティング株式会社 (東京都港区芝浦三丁目１番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、マネーフォワードコンサルティング株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、アウトルックコンサルティング株式会社をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
（注７）　本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年12月１日付及び2025年12月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第２項但書に基づき、2025年12月26日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年12月27日から対象者の普通株式の取得が可能になったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

Ⅰ　公開買付届出書
第１　公開買付要項
６　株券等の取得に関する許可等
(2) 根拠法令
外国為替及び外国貿易法
(3) 許可等の日付及び番号
外国為替及び外国貿易法
Ⅱ　公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ　公開買付届出書

第１　【公開買付要項】

６　【株券等の取得に関する許可等】

(2)　【根拠法令】

(訂正前)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本公開買付けによる本株式取得に関して、2025年12月18日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が５ヶ月まで延長されることがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の８第２項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本公開買付けによる本株式取得に関して、2025年12月18日付で、外為法第27条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2025年12月27日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3)　【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付　　2025年12月26日

許可等の番号　　JD第1574号

Ⅱ　公開買付届出書の添付書類

府令第13条第１項第９号の規定による書面

外為法第27条第２項但書に基づき、2025年12月26日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年12月27日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能となったため、府令第13条第１項第９号の規定による書面として、公開買付者が2025年12月18日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書(JD第1574号)」及び日本銀行が2025年12月26日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第８条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。